

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の
施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 27 年 10 月 13 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「社債、株式等の振替に関する命令」（平成14年内閣府・法務省令第5号）等の法令により、支払調書に記載すべき個人番号として株主が口座管理機関に告知した個人番号を含む特定個人情報について、金融庁告示において金融庁長官が定める場合には、株式等振替制度を利用して、口座管理機関から機構を通じて振替株式等の発行者（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）に規定する発行者に準ずる者を含む。以下同じ。）に提供することとされている。

機構では、番号法及びその他の法令に基づき、口座管理機関、機構及び発行者の間における個人番号及び法人番号（以下両者を合わせて「共通番号」という。）の授受の具体的な方法等について関係者を交えた検討を行い、平成25年7月に「株式等振替制度における番号法対応要綱」として取りまとめて公表（その後公布された政省令等を踏まえて平成26年10月に改訂）したところである。

平成27年4月に公布された番号法の施行期日を定める政令において、番号法のうち個人番号の利用に関する規定の施行日（個人番号の利用開始日）が平成28年1月1日と定められたことから、上記の要綱に基づき、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

（1）共通番号情報の取扱い

a 共通番号情報の通知

口座管理機関は、加入者から共通番号の届出を受けた場合には、当該加入者の氏名又は名称及び住所を併せた共通番号情報を機構に対して通知するものとする（当該口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、機構との共通番号情報の授受は上位の口座管理機関を通じて行う。以下同じ。）。機構は、口座管理機関から通知を受けた共通番号情報を共通番号情報登録簿に登録するとともに、登録した旨及びその内容を当該口座管理機関に対して通知する。

(規程第19条、第32条の3、第35条、規則第28条の2)

b 共通番号情報の変更

口座管理機関は、加入者から共通番号情報の変更の届出を受けた場合には、変更後の共通番号情報を機構に対して通知するものとする。機構は、口座管理機関から通知を受けた共通番号情報により共通番号情報登録簿を更新するとともに、更新した旨及びその内容を当該口座管理機関に対して通知する。

(規程第32条の4、規則第28条の3)

c 共通番号情報の削除

口座管理機関は、機構に対して、加入者情報の削除を請求する場合には、併せて、共通番号情報の削除の請求を行うものとする。機構は、削除の請求から4か月経過後に当該共通番号情報を共通番号情報登録簿から削除する。

(規程第32条の5、規則第28条の4)

d 共通番号情報の照会

口座管理機関は、機構に対し、共通番号情報登録簿に登録されている共通番号情報(当該口座管理機関の加入者に係るものに限る。)を照会することができるものとする。機構は、当該口座管理機関に対し、共通番号情報登録簿に登録されている当該照会の対象である加入者に係る共通番号情報を通知する。

(規程第33条の3、規則第33条の3)

e 共通番号情報の請求

振替株式等の発行者は、所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項(第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出する支払調書を作成する場合には、機構に対して、株主等の共通番号情報を請求することができるものとする。機構は、当該発行者に対し、共通番号情報登録簿に登録されている請求対象の株主等である加入者に係る共通番号情報を通知する。

(規程第287条の2、規則第359条の2)

(2) 共通番号情報の安全を確保するための措置

機構及び口座管理機関は、番号法第19条第10号に規定される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として番号法施行令で定められる措置を講ずるものとする。

また、機構との間で行う番号法施行令第25条第2号に規定する体制(提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制)の整備に係る確認については、口座管理機関は、機構の開示を確認することにより行うものとし、機構は、直接口座管理機関及び振替株式等の発行者から、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨の届出を受けることにより行うものとし

る。

(規程第287条の3、規則第359条の3)

(3) その他

a 加入者情報に係る規定の整理

加入者情報の取扱いに係る規定について、上記(1)の共通番号情報の取扱いに係る規定と平仄を合わせるための所要の改正を行う。

(規程第31条～第32条の2、第33条の2、規則第21条、第22条、第25条、第27条、第28条、第33条の2、手数料規則別表)

b その他

その他所要の規定の整備を行う。

(規程第25条、第294条、規則第11条、別表3等)

3. 施行日

平成28年1月1日から施行する。

以上